

平成18年12月
鹿児島県教育委員会

教育事務所再編統合計画

1 再編統合の内容

(1) 基本的な考え方

組織機構改革方針において、「教育部門についても、『県政刷新大綱』の趣旨を踏まえた組織機構の改革を行うものとする。」とされたことを踏まえ、知事部局における出先機関の広域化の方針（県下を鹿児島、南薩、北薩、姶良・伊佐、大隅、熊毛、大島の7区域に区分）及び総合事務所設置計画に準じ、11の教育事務所（局）と鹿児島給与支払事務所を7の教育事務所に再編統合する。

(2) 位置

知事部局の総合事務所の位置に設置する。

(3) 名称

- ・知事部局の総合事務所の「区域名」を冠した名称とする。
- ・再編統合に伴い、名称を「教育事務所」に統一する。

2 実施時期

(1) 再編統合の時期

知事部局と同様、平成19年4月1日に再編統合する。

(2) 最終的な組織体制の確立時期

知事部局と同様、平成22年4月1日を目途に確立する。

(3) 経過措置

知事部局と同様、平成19年度から平成21年度までの3年間は経過措置期間とし、本所とならない事務所は「支所」として、現在地に設置する。

【参考：教育事務所再編統合のイメージ】

